

平成31年度

**戦略的情報通信研究開発推進事業  
(SCOPE)**

研究開発課題の公募について

— 提案要領 —

電波COE研究開発プログラム

提案書受付期間

2019年3月1日（金）

～

2019年5月15日（水）（17:00締切）



MIC Ministry of Internal Affairs  
and Communications

## 目 次

1	事業の概要	1
2	公募の概要	2
3	本事業による研究開発の流れ	6
4	提案の手續	9
5	提案に係る留意事項	11
6	研究開発委託契約の概要	16
7	研究開発実施上の留意点	18
8	その他	22
9	問合せ先	22
資料 1	競争的資金の適正な執行に関する指針	23
資料 2	競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針	33
資料 3	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による戦略的情報通信研究開発 推進事業（SCOPE）への応募について	37

# 1 事業の概要

戦略的情報通信研究開発推進事業（以下「SCOPE」<sup>[1]</sup>という。）は、情報通信技術（ICT）分野において新規性に富む研究開発課題を大学・国立研究開発法人・企業・地方公共団体の研究機関などから広く公募し、外部有識者による選考評価の上、研究を委託する競争的資金<sup>[2]</sup>です。これにより、未来社会における新たな価値創造、若手 ICT 研究者の育成、中小企業の斬新な技術の発掘、ICT の利活用による地域の活性化、国際標準獲得等を推進します。

優れた研究成果を生み出す研究開発システムの構築には、競争的な研究環境の醸成が必要です。そのため、「第4期科学技術基本計画」（平成23年8月閣議決定<sup>[3]</sup>）においては、競争的資金制度の多様性を確保した上で、制度の一層の改善及び充実に向けた取組を進める方針が示されています。また、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月閣議決定<sup>[4]</sup>）では、「科学技術イノベーションの基盤的な力の強化」及び「イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築」が示されています。さらに、「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）<sup>[5]</sup>及び「統合イノベーション戦略」（平成30年6月15日閣議決定）<sup>[6]</sup>では、若手の活躍機会の創出や競争的研究費の若手への重点化が示されています。

電波 COE<sup>[7]</sup>研究開発プログラムでは、Society5.0 の実現に向けて、電波利用によるイノベーション創出や社会課題解決を図るために必要不可欠なワイヤレス分野の先端人材の育成・確保を行うため、大学や高専と企業等との共同研究により、若手研究者や学生の育成に資する電波人材育成型の研究開発を推進します。また、研究開発にあわせて、メンターを配置し、研究活動や電波利用のサポートを行うとともに、研究機器や参加機関の研究施設を外部に開放した外部開放型の研究環境を構築することにより、当該分野の先端人材を育成・輩出する先端中核拠点機能（電波 COE）を創出します。

[1] Strategic Information and Communications R&D Promotion Programme

[2] 競争的資金：資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金。

[3] <http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index4.html>

[4] <http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>

[5] [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018\\_zentai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018_zentai.pdf)

[6] [https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/tougo\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/tougo_honbun.pdf)

[7] Center of Excellence

## 2 公募の概要

総務省は、ワイヤレス分野の研究者を育成・輩出するため、共同型研究開発を実施するとともに、外部開放型研究環境の構築及びメンターによる研究活動や電波利用のサポートを一体的に行う課題の公募を行い、厳正な評価を経て課題を採択し、当該課題を実施する研究者が所属する機関に対して研究開発を委託します。

### 1. 実施内容

#### (1) 共同型研究開発

若手研究者及び中小企業の研究者が参画した電波の有効利用に資する研究開発を大学や高専と民間企業等と共同で実施する。

#### (2) 外部開放型研究環境の構築及び運用

上記(1)の共同型研究開発で使用する機器やワイヤレス分野の研究に必要な測定器等を配備した外部開放型の研究環境を構築するとともに、設備の高利用率を維持するため効率的な運用を行う。

#### (3) メンターによる研究活動や電波利用のサポート

ワイヤレス分野に精通したメンターを配置し、上記(1)の共同型研究開発や上記(2)で構築した外部環境開放型研究環境でのワイヤレス分野の研究者への指導・サポート及び電波の利活用等に関する啓発活動などを行う。

### 2. 提案要件

#### (1) 公募の対象機関

日本国内に設置された大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校(以下、「大学等」という。)、民間企業、国立研究開発法人、地方公共団体等で、共同型研究開発、外部開放型研究環境の構築及び運用、メンターによる研究活動や電波利用のサポートを行うことができる機関であること。

また、提案機関は提案にあたり、共同型研究開発、外部開放型研究環境の構築及び運用、メンターによる研究活動や電波利用のサポートの遂行に責任を持つ者として、全体の統括を行う「プログラム総括責任者」を配置すること。

#### (2) 提案にあたっての条件

##### ○共同型研究開発

- ・対象とする研究開発課題は電波の有効利用に資する<sup>\*1</sup>研究開発とし、3つ以上の技術課題から成ること。
- ・各技術課題は、大学や高専と民間企業等との2機関以上で実施される共同研究であること。

- ・各技術課題に少なくとも1人以上の若手研究者<sup>※2</sup>又は中小企業<sup>※3</sup>の研究者が研究責任者<sup>1</sup>として参画すること。

(※1 対象とする分野)

電波の有効利用に資する研究開発として、周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準策定に向けた研究開発であり、無線局全体の受益を直接の目的として実施するもの。

(※2 若手研究者の要件)

2019年4月1日現在において以下の①又は②のいずれかの条件を満たす研究者であること。

- ① 39歳以下の研究者
- ② 42歳以下の研究者であって、出産・育児や研究・技術開発以外の職業に従事した経験等、研究に従事していない期間について研究開発課題提案書に記述して申請する場合  
(申請した期間を差し引くと39歳以下となること)

(※3 中小企業の要件)

本事業における「中小企業」は、下表に示す「資本金の基準」又は「従業員の基準」のいずれかを満たす企業をいう。なお、本事業では中小企業には所謂「みなし大企業<sup>※</sup>」も含む。

業種	従業員規模	資本金規模
製造業・その他の業種（下記以外）	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下

※資本金の2分の1以上を大企業が所有していたり、役員のうち2分の1以上を大企業が占めていたりする等、中小企業者以外により意思決定が可能で、実質的に大企業が支配している中小企業。

上記にあげた中小企業の定義は中小企業庁のホームページ<sup>[8]</sup>の中小企業基本法の定義と同等であり、それぞれの業種に対応する産業は平成26年4月1日より施行された「日本標準産業分類」の第13回改訂の分類<sup>[9]</sup>が適用される。

なお、ICT分野の研究開発に資するため、本要件においては中小企業関連立法の政令による以下の企業も中小企業として扱う。

<sup>1</sup> 総務省と委託契約を締結する研究機関を統括する責任者 ※詳細は「5 提案に係る留意事項」参照ください。

業種	従業員規模	資本金規模
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	300 人以下	3 億円以下

[8] 中小企業庁「中小企業者の定義」のホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

[9] 日本標準産業分類第 13 回改訂に伴う中小企業の範囲の取扱いについて

[http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei\\_13.pdf](http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf)

○外部開放型研究環境の構築及び運用

- ・研究環境は、原則研究開発課題提案機関の施設内に構築すること。
- ・各技術課題で購入した機器等についても、原則当該研究環境に配備すること。
- ・当該研究環境は、本研究開発に参加している研究者だけでなく、外部からの一般の研究者に対しても機器等の研究環境の開放を行う外部開放型の研究環境とすること。

○メンターによる研究活動や電波利用のサポート

- ・メンターは、外部機関（研究開発課題提案機関以外）の者とする。
- ・メンターは、共同型研究開発や外部環境開放型研究環境での研究者への指導・サポートを実施するだけでなく、電波の利活用等に関する啓発活動（電波に関する勉強会、電波利活用セミナー等）も行うこと。

(3) プログラム運営委員会の設置

研究開発の進捗や予算の執行管理及びメンターによる指導・サポートや外部開放型研究環境の運営が適正に行われているか等のプログラム全体の管理を行う、外部の学識経験者や有識者等で構成される委員会を設置すること。

(4) 実施期間

最長 4 か年度

※技術課題の研究開発実施期間は、3～4 か年度とする。

(2 年目からの開始も可)

(5) 委託費用

単年度あたり上限 4 億円（間接経費を含む）【消費税込み】

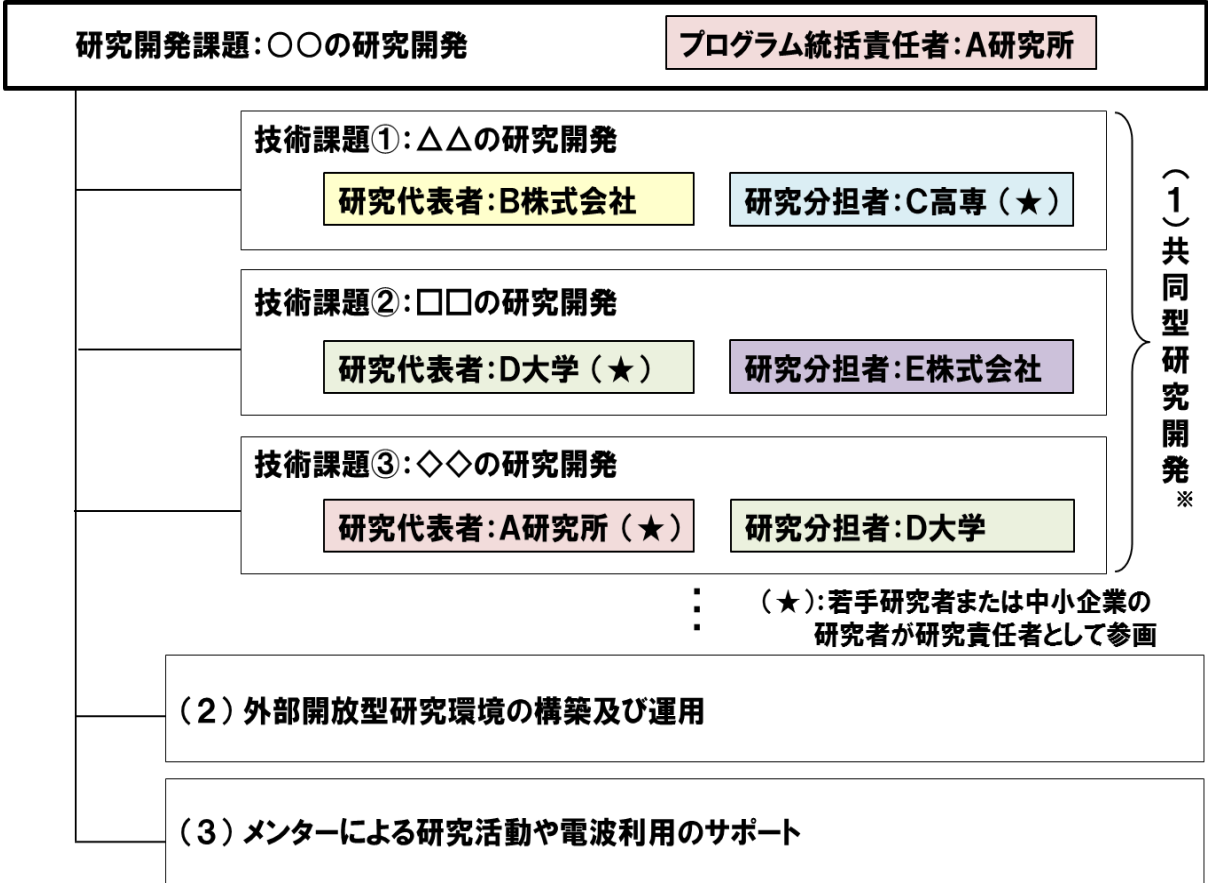
※1 間接経費は、直接経費の 30% を上限に配分します。

※2 提案する費用の多寡は、採択評価の結果には影響を与えません。

※3 平成 32 年度以降の各年度の委託費用は予算確保等の状況に応じて調整します。

(6) 採択件数

1 件程度



- ※ ・3つ以上の技術課題から成ること
- ※ ・技術課題は大学や高専と民間企業等との共同研究であること
- ※ ・各技術課題に少なくとも1名以上の若手研究者または中小企業の研究者が研究責任者として参画すること

提案体制イメージ

1年目	2年目	3年目	4年目
	<b>技術課題①</b> 4か年度		
	<b>技術課題②</b> 3か年度		
		<b>技術課題③</b> 3か年度 …	

技術課題における研究開発実施期間の例

### 3 本事業による研究開発の流れ

本事業において実施する研究開発の流れは、次のとおりです。

- (1) 提案された研究開発課題は、「総務省情報通信研究評価実施指針」(平成14年6月21日制定、平成30年2月第6版)を踏まえて設定された評価基準に基づき、外部の学識経験者・有識者から構成される評価委員会が評価を行い、その結果に基づいたプログラムディレクターの決定により、実施すべき研究開発課題を採択します。

#### 1. 評価方法

採択における評価は、下記の採択評価により実施します。

評価は提出された提案書に基づいて行いますが、必要に応じて追加資料の提出を求める場合や、提案書等の内容に関してヒアリング等を行うことがあります。なお、ヒアリングに係る諸経費は提案者において負担願います。

選考の過程については通知しません。問合せにも応じられません。

#### <採択評価>

外部の学識経験者・有識者から構成される評価委員会により、目標設定・実施計画・予算計画・実施体制の妥当性等に加え、各プログラムの目的に応じた観点から評価します。

採択課題の決定段階において、以下の評価項目・評価の観点・評価のウエイトによる評価を実施します。

#### 【評価の観点及びウエイト】

評価項目	評価の観点	評価のウエイト
目標、計画の妥当性	・研究開発等の最終的な達成目標及び具体的な実施計画が明確に設定されているか。	1
予算計画、実施体制の妥当性	・研究開発等の予算計画及び実施体制(研究の役割分担や責任分担、過去の実績、資金管理面等を含む。)は適切か。 ・費用対効果は適切か。	1
共同型研究開発	・研究開発の実施を通じて、ワイヤレス分野の研究者育成への貢献が認められるか。 ・新しい電波利用の実現に向けた研究開発か。 ・以下のいずれかの技術であって、おおむね5年以内に開発される技術として到達目標が明確に設定されているか。 ○周波数を効率的に利用するための技術 ○周波数の共同利用を促進するための技術 ○高い周波数への移行を促進するための技術	2



外部開放型研究環境の構築及び運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワイヤレス分野の研究開発に効果的かつ効率的な研究環境となっているか。</li> <li>・研究環境を内外の研究者等に開放し、利用促進に向けた取組を実施するなど、施設・設備の有効利用に資するものとなっているか。</li> </ul>	2
メンターによる研究活動や電波利用のサポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発及び構築する研究環境において、メンターが実施する指導・サポート等はワイヤレス分野の研究者の育成に効果的であるか。</li> <li>・電波の利活用等に関する啓発活動は、ワイヤレス人材の育成・輩出に効果的であるか。</li> </ul>	2
評価委員会における審議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価委員会での審議に基づいて付与される評価点。 ※原則0点とし、特に採択すべきと認められる課題に最大3点の加点、採択すべきでないとして認められる課題に最大3点の減点ができる。</li> </ul>	1

## 2. 採択及び通知

総務省は、評価委員会からの評価結果を受け、プログラムディレクター及びプログラムオフィサーの意見を踏まえて採択課題の決定を行います。採択・不採択の結果は総務省からプログラム総括責任者あてに通知します。

- (2) 採択された研究開発課題は、研究開発等を実施する研究機関と総務省との間で研究開発委託契約を締結し、委託研究として研究開発等を実施していただきます。

委託研究とは、総務省が研究機関に対して研究開発等を委託することによって実施するものです。その際、当該研究開発等の全部又は一部を他機関等へ再委託することはできません。

研究開発や研究環境構築等に必要な費用（直接経費）は、採択評価の結果を踏まえて別途提示する配分額の範囲内で総務省が負担します。また、直接経費のほかには間接経費（資料2参照）として、直接経費の30%に相当する額を上限として配分します。経理実務については、研究機関に責任をもって管理していただきます。

- (3) 継続して次年度の研究開発等の実施を希望する場合は、プログラム総括責任者が1月頃に継続提案書を提出していただき、目標達成度や今後の目標設定、実施計画、予算計画、実施体制の妥当性に関する継続評価を実施します。その結果に基づいたプログラムディレクターの意見を踏まえて、次年度の研究開発等の実施及び研究開発等に必要な経費の配分額が決定され、新たに研究開発委託契約を締結して研究開発等を実施することとなります。

なお、継続評価の結果によっては、実施計画等の見直しや事業そのものの中止等を決定することがあります。

また、本プログラムでの実施内容を広く一般の方に知ってもらうことを目的として、研究開発の進捗や成果、及び構築した研究環境や人材育成等の取組についての中間発表を2年目及び3年目終了後の翌年度5月頃に実施していただきます。

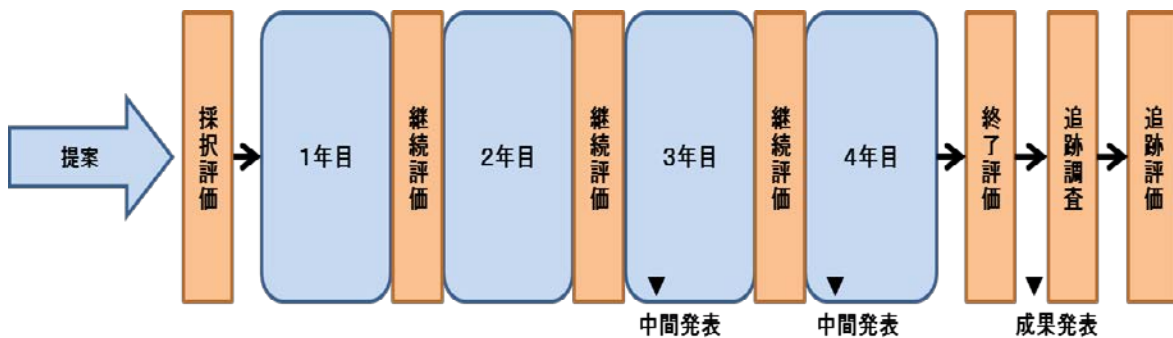
中間発表会の開催にあたっての準備や運営等については全て研究機関にて実施していただき、中間発表の開催に係る費用についても全て研究機関に負担していただきます。

- (4) 研究開発等が終了した後、終了報告書を提出していただき、研究実施状況及び研究成果、研究環境構築や人材育成の取組状況等に関する終了評価を実施します。また、終了翌年度に開催する「ICT イノベーションフォーラム」において成果の発表等を行っていただきます。

さらに、後年度に実施する追跡調査（原則終了1年後と3年後）や追跡評価にもご協力いただきます。

- (5) 今回の公募における、上記の各評価等の流れは以下のとおりです。

#### <電波COE研究開発プログラム>



- (6) 評価結果については、原則公表することとしています。プログラム総括責任者には、評価点・評価コメントとあわせて採択・不採択を通知します。

## 4 提案の手続

提案に必要な書類等は、本提案要領と同時に配布する「提案書作成要領」に記載してあります。提案書作成要領に示す様式以外での提案は認められません。また、一度提出された提案書の差し替えはできません。

本事業への府省共通研究開発管理システム<sup>[10]</sup>（以下、「e-Rad」という。）を用いた提案方法の詳細は、資料3「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）への応募について」に記載しています。

[10] <https://www.e-rad.go.jp/>

### （1）提案に必要な準備作業

#### ① e-Radによる申請

本事業への提案ではe-Radを使用します。したがって、事前にe-Radへ「所属研究機関」及び「研究者」の2つの登録が完了していることが必要となります。

所属研究機関の登録は、e-Radポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp>) の「所属研究機関向けページ」から所定の様式をダウンロードして申請・登録を行います。一方、研究者の登録は、所属研究機関の登録の完了後、「所属研究機関向けページ」からログインして登録作業を行います。なお、いずれの登録についても、過去に他省庁等が所管する研究資金制度・事業への応募等の際、既に登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

本事業への提案においては、研究代表者の所属研究機関及び全ての研究分担者の各所属研究機関の登録が必要であるとともに、研究代表者及び全ての研究分担者の研究者登録が必要です。

登録手続き完了までには1~2週間要する場合がありますので、余裕を持って登録手続きをしてください。

#### ② 提案要領、提案書作成要領及び提案書様式の入手

本事業への提案では、所定様式を用います。総務省の報道資料から提案要領、提案書作成要領及び提案書様式等をダウンロードしてください。

### （2）受付期間

提案書の受付期間（公募期間）は次のとおりです。

**2019年3月1日（金）～2019年5月15日（水）（17：00締切り）**

受付期間を過ぎた提案書は受け付けられません。

### （3）提案方法

#### ① 提案情報のe-Radへの登録

e-Radを用いて本事業への提案情報を入力し、受付期間内に処理を行ってください。その際、資料3「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による

戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）への応募について」を熟読の上、登録を行ってください。

② e-Rad による提案書の提出

PDF 形式の提案書を e-Rad へ提出して下さい。提出後の研究機関の事務代表者による e-Rad での承認をもって、本公募の提案受付としますので、提案書受付期間内に余裕を持って提案書を提出してください。なお、提出された提案書は、返却いたしません。

(4) 提案にあたって

プログラム総括責任者は、責任を持って提案書を取りまとめた上で提出願います。提案書の記載事項に不明な点（e-Rad に提出された電子データの損傷や文字化け等）があった場合には、プログラム総括責任者あてに確認しますので、プログラム総括責任者は、確実に連絡が取れるようにしていただくとともに、総務省からの問い合わせに対して回答できるよう、必ず提案書の写しを手元に準備しておいてください。

その他、提案書作成及び提案書提出に関する詳細については、「提案書作成要領」でご確認ください。

(5) 提案受理の確認

総務省において提案が受理されると、e-Rad の「受付状況一覧」画面の応募状況が「受理」に更新されます。総務省での受理作業は期限から 1 か月以内に行い、メールで受理通知を行う予定です。なお、e-Rad の応募情報の状態が「受理」になっていることを期限から 1 か月以上経過後に確認してください。

(6) 採択結果の公表

提案された研究開発課題については、採否を決定し、採択された課題については、プログラム総括責任者の氏名及び所属研究機関、研究開発課題名、研究開発課題の概要を公表します。

## 5 提案に係る留意事項

研究開発を実施する者は「研究代表者」及び「研究分担者」により構成されます。以下では、研究代表者及び研究分担者を総称して「研究開発実施者」と呼びます<sup>2</sup>。なお、総務省と研究開発委託契約を締結しない者が、研究開発実施者との共同研究等により「連携研究者」として研究開発に協力することも可能です。連携研究者は本事業による委託費を使用することはできません。連携研究者と共同研究等を実施する際の留意事項については、「7 研究開発実施上の留意点（4）研究開発成果の帰属」をご確認ください。

### ○研究代表者

研究開発実施者を代表する者であり、研究開発の遂行（研究開発成果の取りまとめを含む。）に関して全ての責任を持つ者。

### ○研究分担者

研究代表者と協力して研究開発を分担する者。

### ○研究開発実施者

研究代表者及び研究分担者の総称。

### ○連携研究者

総務省と研究開発委託契約を締結せずに、研究開発実施者との共同研究等により研究開発に協力する者。本事業による委託費の使用不可。

### （1）研究開発実施者の要件

- ① 日本国内に設置された大学等、民間企業、国立研究開発法人及び地方公共団体等の研究機関に所属し、日本国内で研究開発を行うことができる研究者（学生については下記⑦の場合を除き不可。）であること。
- ② 研究開発を実施する期間において研究機関に在籍し、提案する研究開発に関して責務を負える研究者であること。
- ③ e-Rad に対して、「所属研究機関の登録」及び「研究者の登録」がなされていること。

---

<sup>2</sup> 委託契約を締結する際に、研究機関毎に「研究責任者」の配置が必要です。研究分担者のみが所属する研究機関では、研究分担者の中から研究開発を統括する者として「研究責任者」を配置してください。

- ④ 全ての研究開発実施者は、所属する研究機関に対して、あらかじめ本事業へ提案することへの了解を得ていること（研究開発の実施にあたって、資金は所属する研究機関が管理するとともに、資金の経理処理も研究機関が実施する必要があるため。）。
- ⑤ 研究代表者は、全研究期間を通じて、研究開発の遂行に関する全ての責務を負えること。博士研究員<sup>3</sup>は研究代表者になることはできない。なお、研究開発期間中に研究開発実施者の要件を満たさなくなる等（退職等）の理由により、研究代表者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究代表者となることは避けること。  
また、日本語による面接等に対応できる程度の語学力を有していること。
- ⑥ 研究分担者は、分担した研究開発項目の実施に必要な期間にわたって、課題の遂行に責務を負えること。博士研究員は、研究分担者になることができる。
- ⑦ 大学等において学生が受託研究に参加することの規定が整備されている場合、大学院生は、民間企業等との共同研究における研究分担者となることができる。
- ⑧ 研究開発実施者は、自身の所属機関の経理事務等担当者及び契約事務等担当者を兼ねることはできない。また、本事業のプログラム総括責任者及びメンターを兼ねることはできない。

## (2) SCOPE における研究開発実施者の重複

本事業に新規提案する課題の研究代表者は、SCOPE の全てのプログラムにおいて、新規提案する他の課題の研究開発実施者となることはできません。

本事業に新規提案する課題の研究分担者は、SCOPE の全てのプログラムにおいて、新規提案する他の課題の研究代表者となることはできません。

SCOPE で既に研究開発を実施している課題の研究代表者は、研究期間が重なる新規提案課題における研究開発実施者になることはできません。

SCOPE で既に研究開発を実施している研究分担者は、研究期間が重なる新規提案課題における研究代表者になることはできません。ただし、「現在実施中の研究開発課題に対する不参画申請書（様式 10）」を提出することにより、SCOPE で既に実施中の研究開発と研究期間が重なる新規提案課題における研究代表者となることができます。この場合、新規提案課題が不採択になったとしても、様式 10 により申請された SCOPE で既に実施中の研究開発の研究分担者に復帰することはできません。

上記の制限に係る新規提案であると認められる場合、該当する全ての新規提案課題を採択評価の対象から外します。

---

<sup>3</sup> 大学や企業等において安定的な職に就くまでの任期付の研究職にある博士号取得者等

### (3) 個人情報等の取扱い

個人情報保護及び利益保護の観点から、提出された提案書等は、審査以外の目的には使用しません。また、提出された提案書における研究開発実施者等の氏名及び所属研究機関名は、本事業の運営以外の目的には使用しません。

ただし、採択された研究開発課題については、研究開発実施者の氏名及び所属研究機関名、研究開発課題名、研究開発課題の概要、研究費の総額等を公表します。また、採択課題の提案書は、採択後の課題支援及び事業運用のために総務省が使用します。

### (4) 「不合理な重複」及び「過度の集中」を排除するための措置

本事業は、国や独立行政法人等が運用する競争的資金の一つとして位置付けられています。したがって、本事業への提案に対して、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成29年6月22日改正）（資料1参照）に従い、不合理な重複及び過度の集中を排除するために、各府省で次の措置を執ります。

- ① 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を、他府省を含む競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供する場合があります。
- ② 不合理な重複及び過度の集中があった場合には、提案された課題が不採択又は採択取り消しとなる場合があります。

### (5) 他の研究助成等を受けている場合への対応

科学研究費補助金など、国や独立行政法人等が運用する競争的資金等やその他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、研究課題提案書の様式に従って、研究者のエフォート（研究充当率）<sup>[11]</sup>等、競争的資金等の受入・応募状況を記載していただきます。これらの情報に関して、事実と異なる記載があった場合、不採択又は採択取消しとなる場合があります。

不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨などから、国や独立行政法人等が運用する競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、及び採択が決定している場合、同一の課題名又は研究内容で本事業に応募することはできません。

なお、応募段階のものについてはこの限りではありませんが、その採択の結果によっては、本事業に提案した課題が審査過程から除外されたり、採択の決定が取り消されたりする場合があります。また、本募集での審査途中に他制度への応募の採否が決定した場合には、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課開発係（「9 問い合わせ先」を参照。）まで速やかにご連絡ください。

#### [11] エフォート（研究充当率）

研究者の年間（4月から翌年3月まで）の全仕事を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要な時間の配分率（%）。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事を指す。

(6) 不正経理及び不正受給を行った研究者等の制限

「競争的資金の適正な執行に関する指針」(資料1参照)に従い、本事業及び総務省や他府省の競争的資金において不正使用又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して、以下の措置を講じます。

- ① 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して、本事業への応募を制限します。応募制限期間は、不正の程度により、原則、委託費又は補助金等を返還した年度の翌年度以降、1年間から10年間とします。
- ② 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対して本事業への応募を制限します。応募制限期間は、原則、委託費又は補助金等を返還した年度の翌年度以降、5年間とします。
- ③ 善管注意義務に違反した研究者に対して、本事業への応募を制限します。応募制限期間は、原則、委託費を返還した年度の翌年度以降、1年間又は2年間とします。

(7) 研究上の不正を行った研究者等の制限

「競争的資金の適正な執行に関する指針」(資料1参照)に従い、本事業及び総務省や他府省の競争的資金による研究論文・報告書等において研究上の不正行為(捏造、改ざん、盗用)があったと認定された場合、以下の措置を講じます。

- ① 不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることがあります。
- ② 不正行為に関与した者に対して、本事業への応募を制限します。応募制限期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降、2年間から10年間とする。
- ③ 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者に対して、本事業への応募を制限します。応募制限期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降、1年間から3年間とする。

(8) 人権及び利益の保護に関して

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず申請前に適切な対応を行っておいてください。

(9) e-Radからの内閣府への情報提供等に関して

第5期科学技術基本計画(平成28年1月閣議決定)においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Radに登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。



これを受けて、総合科学技術・イノベーション会議及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績のe-Radでの登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的資金に係る間接経費執行実績情報について、e-Radでの入力をお願いします。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

#### (10) 安全保障貿易管理について

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご覧ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)  
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック  
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター  
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)  
[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

#### (11) 提案書の取り扱いについて

提出された提案書に記載された情報について、総務省からSCOPEに係る業務を請け負った業者に対して、事業運営のために提供されます。

## 6 研究開発委託契約の概要

研究開発等の実施に当たっては、研究開発委託契約の締結が必要です。本事業の研究開発委託契約に係る書類は、以下の URL に掲載します。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/scope/document/document.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/document/document.html)

本事業の研究開発委託契約の概要は、次のとおりです。

### (1) 契約期間

委託研究の契約は単年度契約です。次年度以降の研究実施に係る契約については、継続評価の結果に基づき、改めて契約する（又はしない）こととなります。

### (2) 契約相手方

総務省と所属研究機関との間で研究開発委託契約を締結します。研究開発実施者個人との間で研究開発委託契約を締結することはありません。

### (3) 契約形態

研究代表者の所属する機関及び研究分担者の所属する機関全てと総務省との間で、個別に研究開発委託契約を締結します。

### (4) 研究開発等経費

研究開発等に係る経費は、総務省から「委託費」として、原則、年度末に精算して支払います。経費の性質上、概算を以て支払をしなければ研究開発の進捗に支障を及ぼす場合は、所定の手続きを経て支払いが適当と判断された場合に、概算払いが可能です。

経費の取扱いは、「府省共通経費取扱区分表」に基づきます。研究開発委託契約に係る経理処理の基準は、上記 URL の「情報通信分野における研究開発委託契約経理処理解説\*」をご覧ください。なお、研究開発に係る経費は、採択評価の結果等を踏まえて配分されるため、提案時の予算計画書に記載された経費の額で委託契約が締結されるとは限りません。

また、委託期間中に当該委託研究と一体的に成果応用の目的に研究開発するための委託先が負担する費用について申告をいただきます。なお、契約終了時（毎年度）に委託先負担の報告をいただくことがあります。

### (5) 繰越明許

委託契約の締結時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき、研究開発が契約期間内に完了しない見込みとなった場合には、所定の手続きを経て、契約期間を延長するとともに、研究開発委託費の全部又は一部を翌年度に繰越すことができます。

(6) 研究開発委託契約書

総務省が作成する「研究開発委託契約書」により契約していただきます。当該契約書のひな形については、上記 URL の「研究開発委託契約書（ひな形）※」をご参照ください。

必要な契約条件が所属研究機関との間で合致しない場合には、契約の締結ができないことがあります。また、契約手続き開始後、1 か月程度経過しても契約締結の目途が立たない場合には、採択を取り消す場合があります。

(7) 研究成果報告書の作成

各契約機関は、契約終了時（毎年度）に「研究成果報告書」を提出していただきます。

(8) 実績報告書の作成

各契約機関は、契約終了にあたり、当該年度の委託研究に要した経費及び研究開発の概要を記載した「実績報告書」を、契約終了後に「間接経費執行実績報告書」を提出していただきます。

(9) 終了報告書の作成及び成果発表等

プログラム総括責任者は、全研究開発期間終了後、研究開発等の全体の実施内容を記載した「終了報告書」の作成と、総務省が開催する「ICT イノベーションフォーラム」において成果の発表等を行っていただきます。

(10) 追跡報告書等の作成

プログラム総括責任者は、全研究開発期間終了の原則 1 年後と 3 年後に実施する追跡調査に回答いただきます。

(11) 「競争的資金における使用ルール等の統一について(平成 27 年 3 月 31 日)(平成 29 年 4 月 20 日改正)」への対応

年度末までの研究期間の確保等により研究者、研究機関が研究資金を効果的・効率的に活用できるように競争的資金の使用に関わる各種ルール等の統一化がなされたことを踏まえ、本事業でも対応をしています。詳細は内閣府のホームページ<sup>[12]</sup>をご覧ください。

[12] 内閣府ホームページ「競争的資金における使用ルール等の統一について（平成 27 年 3 月 31 日）（平成 29 年 4 月 20 日改正）」

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/siyouruuru.pdf>

※研究開発委託契約書、情報通信分野における研究開発委託契約経理解説等は、平成 32 年度以降の委託研究の実施にあたって、変更することがあります。

## 7 研究開発実施上の留意点

### (1) 研究開発実施者等の人件費の計上などについて

研究開発業務及び人材育成等に研究開発実施者やメンター等が従事した時間分の人件費を直接経費に計上できます。ただし、学内業務や他の競争的資金等による研究開発業務に従事した時間分の人件費については、間接経費や基盤的経費等で充当する必要がありますので、提案に際しては所属研究機関の関係部署との調整をお願いします。

なお、研究開発実施者として新たに研究者を必要とする場合には、所属研究機関にて当該研究者を研究員として雇用し、委託期間内の人件費を研究開発経費の「人件費」として支払うことができます。

当該雇用に関する責任は、全て所属研究機関に帰属します。

### (2) 学生の参画機会の積極的な提供

大学等において学生が受託研究に参加することの規定が整備されている場合、民間企業等との共同研究に大学院生が研究分担者として参画が可能です。ただし、以下の項目についてご確認願います。

- ① 大学院生の参加について、委託契約に定める研究責任者の了解が得られていること。
- ② 大学等の規定で定められた雇用契約書や労働条件通知書あるいは同等の雇用関係書類により、SCOPEの研究開発に従事することを証明できるようにすること。
- ③ 学業そのものやSCOPE以外の活動などに対する人件費等の充当は、経費支払いの対象とならないので注意すること。
- ④ 額の確定の際、月報や業務報告書、当該研究者本人に対するヒアリング、当該研究者本人の研究ノート等の確認を行うことにより、従事状況の適正性を検証する必要がある点に留意すること。

### (3) 事業化の検討等に係る費用の計上

本事業においては、研究開発成果を基に新事業に取り組むこと等を目的として、ICT分野を専門とする起業家、ファンディング専門家、弁護士、弁理士、マーケティング専門家、広報専門家、コンサルタント等の専門家によるアドバイス等を受けるための費用を、本事業の委託費として計上することが可能です。

当該費用を支出する際は、その必要性及び金額の妥当性等について総務省との事前協議が必要となります。詳細は「情報通信分野における研究開発委託契約経理解説（競争的資金版）」をご参照ください。

### (4) 研究開発成果の帰属

研究開発の期間中に得られた成果に係る特許権その他の政令で定める権利は、研究開発委託契約の締結及び知的財産権確認書（研究開発委託契約書様式）の提出により、「産業技術力強化法」（平成12年4月19日法律第44号）第19条の規

定に従い、一定の要件を満たしていただくことで、研究開発を実施した研究機関に帰属することが可能です。

なお、連携研究者との間で、共同研究契約を締結する等により特許権その他の政令で定める権利について取り決めを交わす場合は、研究開発委託契約書及び知的財産権確認書の規定を妨げることがないようにご留意の上、各機関の責任の下、適切にご対応ください。

#### (5) 研究開発成果の発表、公開及び普及

総務省は、各年度及び研究開発期間全体を通じて得られた研究開発成果のうち、研究開発実施者の同意を得た内容について公表します。また、毎年度提出された研究成果報告書及び終了報告書についても公表します。

研究開発実施者は、本事業により得られた研究開発成果について、ホームページや関連学会等に発表することなど、成果の積極的な公開・普及に努めていただきます。

得られた研究開発成果を論文、国際会議、学会や報道機関等に発表又は公開する際には、本事業の成果である旨を必ず記載していただきます。また、本事業による成果等を記載した研究機関側のホームページは、総務省の本事業のホームページとの間にリンクを設定していただきます。なお、発表又は公開に際しては、総務省への外部発表投稿票（研究開発委託契約書様式）の提出をお願いします（平成28年度契約書（ひな形）から、成果発表後の投稿票提出を可としています。）。

#### (6) 研究開発及び外部開放型研究環境の構築場所

研究開発の実施場所は、特別な場合を除き、所属研究機関の施設内とします。また、外部開放型研究環境の構築場所については、原則、提案機関（プログラム総括責任者の所属研究機関）の施設内とします。

#### (7) 研究開発及び外部環境開放型研究環境の構築に必要な機器設備

研究開発及び外部環境開放型研究環境の構築に必要な機器設備の調達方法の決定にあたっては、購入とリース・レンタルで調達経費を比較し、原則、安価な方法を採用していただくこととなります。採択後の課題実施における経理処理手続では、研究機器設備の購入とリース・レンタルで調達経費を比較した結果を確認できる書類を準備していただくこととなります。

#### (8) 購入した物品等の扱い

本事業は、委託により実施するものであるため、本事業により購入し取得した物品等の所有権は、研究開発期間終了後に総務省に帰属します。したがって、取得した物品等は、所属研究機関の担当者による善良な扱いの下に管理していただきます。

研究開発期間終了後の物品等の取扱いについては、別途協議することとします。

#### (9) 研究費の不正な使用への対応

「競争的資金の適正な執行に関する指針」(資料1参照)に従い、本事業において不正経理又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して、以下の措置を講じます。

- ① 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正の概要(不正使用をした研究者名、事業名、所属研究機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があります。
- ② 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対して、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正受給の概要(不正受給をした研究者名、事業名、所属研究機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があります。
- ③ 善管注意義務に違反した研究者に対して、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該義務違反の概要(義務違反をした担当者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があります。

また、研究機関においては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施指針)<sup>[13]</sup>」(平成26年4月)に従い、本事業における研究費の管理・監査について対応いただきます。

#### (10) 研究上の不正への対応

「競争的資金の適正な執行に関する指針」(資料1参照)に従い、本事業及び他府省の競争的資金制度による研究論文・報告書等において研究上の不正行為(捏造、改ざん、盗用)があったと認定された場合、以下の措置を講じます。

- ① 当該研究費について、不正行為の悪質性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 他省庁を含む他の競争的資金担当課に、当該研究不正の概要(研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属研究機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他の競争的資金への応募が制限される場合があります。また、不正に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者についても、同様に、当該研究不正の概要を提供することにより、他の競争的資金への応募が制限される場合があります。

また、研究機関においては「情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針<sup>[14]</sup>」(平成18年10月総務省制定、平成27年4月改正)に従い、本事業における研究上の不正行為へ対応していただきます。加えて、平成26年9月19日、総合科学技術・イノベーション会議より「研究不正行為への実効性ある対応に向

けて<sup>[15]</sup>」が示されたことを踏まえ、本事業においても契約締結時にあたって必要な対応を求める場合があります。

- [13] [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000390811.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000390811.pdf)
- [14] [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000354213.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000354213.pdf)
- [15] [https://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken140919\\_3.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken140919_3.pdf)

## 8 その他

- (1) 本提案要領の内容に変更が生じた場合には、必要に応じて、本事業のウェブページ等でお知らせいたします。
- (2) 本事業は、地域イノベーション戦略推進地域への支援施策となっています。当該指定地域の内容等については、下記 URL を参照してください。  
○文部科学省の地域イノベーション戦略推進地域に関するウェブページ  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/chiiki/program/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/chiiki/program/index.htm)
- (3) 本事業は、中小企業技術革新制度（日本版 SBIR）の対象となっています。当該制度の内容については、下記 URL を参照又は総務省情報流通行政局情報流通振興課（電話：03-5253-5748）までお問い合わせください。  
○中小企業庁の中小企業技術革新制度に関するウェブページ  
[http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq07\\_sbir.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq07_sbir.htm)  
<https://j-net21.smrj.go.jp/develop/sbir/index.html>
- (4) 本事業は、外国人に対する出入国管理上の優遇制度である高度人材ポイント制におけるボーナスポイントの対象となっています。当該制度の内容については、下記 URL を参照してください。  
○法務省入国管理局の高度人材ポイント制に関するウェブページ  
[http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_3/index.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/index.html)

## 9 問合せ先

提案書の記載又は提出方法等に関する問い合わせやご相談については、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課開発係までお願いします。

総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課 開発係

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

電話：03-5253-5876

E-mail: wireless-rd@m1.soumu.go.jp



## 競争的資金の適正な執行に関する指針

平成 17 年 9 月 9 日  
(平成 18 年 11 月 14 日改正)  
(平成 19 年 12 月 14 日改正)  
(平成 21 年 3 月 27 日改正)  
(平成 24 年 10 月 17 日改正)  
(平成 29 年 6 月 22 日改正)

競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

## 1. 趣旨

第 3 期科学技術基本計画（平成 18 年 3 月閣議決定）において、政府研究開発投資の投資効果を最大限発揮させることが必要とされ、研究開発の効果的・効率的推進のため、研究費配分において、不合理な重複・過度の集中の排除の徹底、不正受給・不正使用への厳格な対処といった無駄の徹底排除が求められている。また、実験データの捏造等の研究者の倫理問題についても、科学技術の社会的信頼を獲得するために、国等は、ルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールに則って活動していくよう促していくこととしている。

これに関連して、総合科学技術会議では、公的研究費の不正使用等は、国民の信頼を裏切るものとして、平成 18 年 8 月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」を決定し、各府省・関係機関に対して、機関経理の徹底及び研究機関の体制の整備など、この共通的な指針に則った取組を推進するよう求めている。

また、研究上の不正に関しても、総合科学技術会議では、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものとして、平成 18 年 2 月に「研究上の不正に関する適切な対応について」を決定し、国による研究費の提供を行う府省及び機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱について、あらかじめ明確にすることとしている。

本指針は、これらの課題に対応するため、まず、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを申し合わせるものである。各府省は、この指針に基づき、所管する各制度の趣旨に則り、適切に対処するものとする。

## 2. 不合理な重複・過度の集中の排除

## (1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

○既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

○複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

○その他これらに準ずる場合

② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

○当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合

○不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

○その他これらに準ずる場合

## （２）「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の方法

関係府省は、競争的資金の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、以下の措置を講じるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

① 府省共通研究開発管理システム（以下「共通システム」という。）を活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的資金の担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有すること及び不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがある旨、公募要領上明記する。

② 応募時に、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）の共通事項

を応募書類に記載させる。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある旨、公募要領上明記する。

③ 共通システムを活用し、課題採択前に、必要な範囲で、採択予定課題に関する情報（制度名、研究者名、所属機関、研究課題、研究概要、予算額等）を競争的資金の担当課間で共有化し、不合理な重複又は過度の集中の有無を確認する。なお、情報の共有化に当たっては、情報を有する者を限定する等、情報共有の範囲を最小限とする。

④ 応募書類及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行う。

なお、本指針の運用に当たっては、競争的な研究環境を醸成すれば、優秀な研究者がより多くの研究費や研究課題を獲得することも考えられ、競争的資金の重複や集中の全てが不適切というわけではないことに十分留意する必要がある。

### 3. 不正使用及び不正受給への対応（別表1）

関係府省は、競争的資金の不正使用又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務（以下、「善管注意義務」という）に違反した研究者に対し、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

(1) 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金の他の用途への使用又は競争的資金の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう）を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該不正使用の概要（不正使用をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1から10年間とする。

(2) 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該不正受給の概要（不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降5年間とする。

(3) 善管注意義務に違反した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該義務違反の概要（義務違反をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、違反の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この善管注意義務に違反した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1又は2年間とする。

#### 4. 研究上の不正行為への対応（別表2）

関係府省は、競争的資金による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

(1) 当該競争的資金について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることができることとし、その旨を競争的資金の公募要領上明記する。

(2) 不正行為に関与した者については、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、

他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募についても制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間とする。

- (3) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様とし、その旨を公募要領上明記する。

この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間とする。

#### 5. 不正事案の公表について

関係府省は、上記の「不正使用及び不正受給への対応」及び「研究上の不正行為への対応」により応募資格を制限する場合、当該不正事案の概要（制度名、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を原則、速やかに公表するものとする。なお、独立行政法人等有する競争的資金については、同様の対応をするよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

#### 6. その他

- (1) 上記の「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成20年1月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成19年中に公募を行ったものについても、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (2) 上記の「不正使用及び不正受給への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成17年9月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成17年度の公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (3) 上記の「研究上の不正行為への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成18年11月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成 18 年度公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (4) 平成 24 年 10 月 17 日の改正に係る取組み（別表 1 及び別表 2）は、内規の改正等の所要の手続きを経た上で、応募制限期間等を決定するものから順次実施することとする。

なお、各府省において改正した内規の施行日以降に、改正前の内規を適用している交付要綱や委託契約により開始した事業の不正使用、不正行為について応募制限期間を決定する場合で、改正後の内規により応募制限期間が短くなる場合には、短いものを適用する。

また、改正後の内規に基づいて判断された応募制限期間が改正前の内規に基づいて判断された応募制限期間より長くする取組み（別表 1 の 1. 個人の利益を得るための私的流用の場合の 10 年、及び、2. 私的流用以外で社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合の 5 年等）については、平成 25 年度当初予算以降の事業（継続事業も含む）で不正使用があった場合に、実施することとする。

- (5) 上記の「不正事案の公表について」の取組は、内規の改正等の所要の手続きを経た上で、順次実施することとする。

なお、各府省等においては、それぞれの規程等に基づき、本指針より厳しく対応することを妨げるものではない。

- (6) 関係府省は、応募の制限等を決定した後、自府省の共通システムの配分機関管理者に当該不正の概要を報告する。当該配分機関管理者は、共通システムに競争的資金の不正使用・不正受給・善管注意義務違反及び研究上の不正行為に関連して、応募資格を制限した研究者の研究者番号、応募制限期間、当該不正又は義務違反の概要及び処分の判断理由を登録することにより、関係府省間で当該情報を共有化する。

- (7) 不正使用が起きた当該府省は、不正使用の程度に応じ、適正に応募制限期間が決定されるよう、当該不正案件の概要及び応募制限期間及び判断理由について、共通システムとは別に、関係府省間で当該情報を共有化する。

なお、不正使用の案件が複数の府省にまたがる場合は、その金額の最も多い府省が、主担当府省となり、複数の府省が決定した応募制限期間等の情報を取りまとめて、当該情報を共有化する。

(8) 関係府省は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき研究者等の個人情報の適正な取扱い及び管理を行うものとする。

なお、競争的資金を所管する独立行政法人等に対し、主務省から独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づき同様の措置を行う旨、要請するものとする。

(9) 本指針は、その運用状況等を踏まえて必要に応じ見直すとともに、本連絡会としては、総合科学技術・イノベーション会議における議論等を踏まえ、今後とも必要な対応を行っていく。

(別表1)

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者 (3.)	不正使用の程度		応募制限期間
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者 (3.(1))	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
	2. 1. 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者 (3.(2))			5年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 (3.(3))			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

※ 以下の場合、応募制限を科さず、嚴重注意を通知する。

- ・ 3.(1)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.(3)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合



(別表 2)

不正行為に係る応募制限の対象者 (4.)		不正行為の程度	応募制限期間	
不正行為に関与した者(4.(2))	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもので同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)(4.(3))		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

(別紙)

競争的資金に関する関係府省連絡会 名簿

内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付参事官  
（研究開発資金担当）

総務省情報通信国際戦略局技術政策課長

文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室長

厚生労働省大臣官房厚生科学課長

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課長

経済産業省産業技術環境局産業技術政策課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室長

## 競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針

平成 13 年 4 月 20 日

競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

平成 17 年 3 月 23 日改正

平成 21 年 3 月 27 日改正

平成 26 年 5 月 29 日改正

## 1. 本指針の目的

間接経費の目的、額、使途、執行方法等に関し、各府省に共通の事項を定めることにより、当該経費の効果的かつ効率的な活用及び円滑な運用に資すること。

## 2. 定義

「配分機関」…競争的資金の制度を運営し、競争的資金を研究機関又は研究者に配分する機関。

「被配分機関」…競争的資金を獲得した研究機関又は研究者の所属する研究機関。

「直接経費」…競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。

「間接経費」…直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費。

## 3. 間接経費導入の趣旨

競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を、直接経費に対する一定比率で手当することにより、競争的資金をより効果的・効率的に活用する。また、間接経費を、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用することにより、研究機関間の競争を促し、研究の質を高める。

## 4. 間接経費運用の基本方針

(1) 配分機関にあつては、被配分機関において間接経費の執行が円滑に行われるよう努力すること。また、間接経費の運用状況について、一定期間毎に評価を行うこと。

(2) 被配分機関にあつては、間接経費の使用に当たり、被配分機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保すること。なお、複数の競争的資金を獲得した被配分機関においては、それらの競争的資金に伴う間接経費をまとめて効率的かつ柔軟に使用すること。

## 5. 間接経費の額

間接経費の額は、直接経費の30%に当たる額とすること。この比率については、実施状況を見ながら必要に応じ見直すこととする。

## 6. 間接経費の使途

間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。具体的な項目は別表1に規定する。

なお、間接経費の執行は、本指針で定める間接経費の主な使途を参考として、被配分機関の長の責任の下で適正に行うものとする。

## 7. 間接経費の取り扱い

間接経費の取扱いは、被配分機関及び資金提供の類型に応じ、別表2の分類に従うこと。

## 8. 報告

被配分機関の長は、証拠書類を適切に保管した上で、毎年度の間接経費使用実績等を翌年度の6月30日までに、別紙様式により配分機関に報告すること。

## 9. その他

本指針に定めるものの他、間接経費の執行・評価に当たり必要となる事項については、別途定めることとする。また、本指針は、今後の執行状況を踏まえ、随時見直すこととする。

(別表1)

### 間接経費の主な用途の例示

被配分機関において、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費(「3. 間接経費導入の趣旨」参照)のうち、以下のものを対象とする。

#### (1) 管理部門に係る経費

(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

#### (2) 研究部門に係る経費

(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(オ) 特許関連経費

(カ) 研究棟の整備、維持及び運営経費

(キ) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

(ク) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

(ケ) 設備の整備、維持及び運営経費

(コ) ネットワークの整備、維持及び運営経費

(サ) 大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費

(シ) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

(ス) 図書館の整備、維持及び運営経費

(セ) ほ場の整備、維持及び運営経費

など

#### (3) その他の関連する事業部門に係る経費

(ソ) 研究成果展開事業に係る経費

(タ) 広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

(別表2)

被配分機関の種類等による間接経費の取り扱い整理表

被配分機関の種類	資金提供の形態		
	委託費	個人補助金	機関補助金
国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人、公益法人、企業、私立大学	委託者から受託者に配分	補助事業者から所属機関に納付	国等から補助事業者に配分
国立試験研究機関等国の機関	受託者が委託者と異なる会計間であれば配分可能	補助事業者から所属機関に納付しても、それに連動する歳出科目があれば配分可能	-
公設試験研究機関	委託者から受託者に配分（都道府県議会等における予算の審議を経て執行）	補助事業者から所属機関への納付を経て都道府県等に配分（都道府県議会等における予算の審議を経て執行）	国等から補助事業者に配分（都道府県議会等における予算の審議を経て執行）

\* 「被配分機関の種類」については、代表的な機関を記載。

\* 留意点： 配分機関により、運用は異なることがある（企業の取り扱い等）。

## 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による 戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）への応募について 《平成31年度新規公募用》

### 1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として、研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

### 2 e-Rad の操作方法等に関する情報確認サイト及び問い合わせ先について

e-Rad の操作方法等に関する情報確認サイト及び問い合わせ先は、下記のとおりです。問い合わせにあたっては、情報提供サイトに掲載されている情報を十分に確認した上で行ってください。

- ・情報提供サイト： e-Rad ポータルサイト <https://www.e-rad.go.jp/>
- ・e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先：
  - e-Rad ヘルプデスク
  - TEL 0570-066-877
  - 受付時間 国民の祝日及び年末年始を除く平日9:00～18:00

### 3 e-Rad による提案書提出の流れについて

#### (1) 研究機関の登録<プログラム総括責任者所属機関、研究代表者所属研究機関及び研究分担者所属研究機関による作業>

プログラム総括責任者の所属する研究機関、研究代表者の所属する研究機関及び研究分担者の所属する研究機関を、応募時までシステム運用担当に申請し、登録する必要があります。ただし、過去に他省庁等が所管する研究資金制度・事業への応募等の際、既に登録済みの場合は再度登録する必要はありません。（重複登録は行わないでください。）

研究機関の登録方法の詳細は、e-Rad ポータルサイトを参照してください。

登録手続き完了までには1～2週間要する場合がありますので、余裕を持って登録手続きをしてください。

#### (2) 研究者情報の登録<プログラム総括責任者所属機関、研究代表者所属研究機関及び研究分担者所属研究機関の事務代表者による作業>

プログラム総括責任者の所属する研究機関、研究代表者の所属する研究機関及び研究分担者の所属する研究機関の事務代表者は、e-Rad にログインし、プログラム総括責任者、研究代表者及び研究分担者に関する研究者情報を登録してください。

ただし、過去に他省庁等が所管する研究資金制度・事業への応募等の際、既に登録済みの場合は再度登録する必要はありません。（重複登録は行わないでください。）

ログインID とパスワードは、各研究機関の事務代表者から配布されます。

研究者情報の登録方法の詳細はe-Rad ポータルサイトを参照してください。

登録手続き完了までには1~2 週間要する場合がありますので、余裕を持って登録手続きをしてください。

### (3) 応募内容を入力する前の準備作業 <プログラム総括責任者が行う作業>

まず、本事業のホームページから、応募要領、提案書作成要領及び提案書様式をダウンロードしてください。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/scope/](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/)

次に、提案書作成要領に従って提案書を完成させてください。なお、提案書に記載する内容にはe-Rad で入力する応募情報も含まれているので、先に提案書を完成させておくことで、下記(4)の作業が効率的に行えます。

### (4) 応募内容の入力と提出 <プログラム総括責任者が行う作業>

プログラム総括責任者は、e-Rad にログインし、本事業への応募内容を入力し、PDF形式に変換した提案書も含めて提出してください。応募内容の入力の際には、下記「4 応募情報の入力要領」を参考にしてください。

なお、プログラム総括責任者が提出した応募内容は、下記(6)によってプログラム総括責任者の所属研究機関の事務代表者が承認しなければ、総務省へは提出されません。

### (5) 提案書の提出 <プログラム総括責任者が行う作業>

研究機関の事務代表者によるe-Radでの承認をもって提案書の提出とみなします。提案書の提出方法については、本書の「4 提案の手続」をご覧ください。

### (6) 応募内容の承認 <プログラム総括責任者所属研究機関の事務代表者が行う作業>

研究機関の事務代表者は、e-Rad にログインして応募内容を確認した上で、「承認」、「修正依頼」又は「却下」を選択して確定してください。なお、承認する際には、プログラム総括責任者が作成した提案書（上記(5)で作成した書類）に不備がないことも確認してください。

応募締切期日までに研究機関の事務代表者が承認すると、e-Radの「受付状況一覧画面」における応募情報の状態が「配分機関処理中」になります。なお、応募締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合、当該応募は無効となります。

### (7) 提案受理の確認

総務省において提案が受理されると、e-Radの「受付状況一覧」画面の応募状況が「受理済」に更新されます。総務省での受理作業は期限から1か月以内に行う予定です。文書又はメールでの受理通知は行いませんので、e-Radの応募情報の状態が「受理」になっていることを期限から1か月以上経過後に確認してください。



## (8) 採択・不採択の確認

応募課題の採択・不採択の結果は文書でプログラム総括責任者に通知しますが、e-Radの「受付状況一覧画面」でも確認できる予定です。

## 4 応募内容の入力要領

e-Radを用いた本事業への応募内容登録（上記3の(4)で行う作業です。）において、注意すべき事項を以下に示します。なお、ここで掲げた項目等は、本提案要領を作成した時点のものです。公募にあたって、一部改定される場合があります。

### >>>>応募内容登録【共通タブの入力】

項目	入力内容	
公募年度	2019年度《入力済み》	
公募名	戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）電波COE研究開発プログラム平成31年新規課題提案	
研究開発課題名	※「基本事項説明書」（様式1）の「研究開発課題名」を転記。	
課題ID	※入力不要。	
研究期間	<b>（開始）2019年度～（終了予定）年度</b>	
研究分野（主）	細目名	※「一覧」のリストから選択。
	キーワード1 <b>（必須）</b>	※「一覧」のリストから選択。 ※システムの仕様上入力必須のため、入力をお願いします。
	キーワード2～5	※入力不要
	その他キーワード	※入力不要
研究分野（副）	細目名	※「一覧」のリストから選択。
	キーワード1 <b>（必須）</b>	※「一覧」のリストから選択。 ※システムの仕様上入力必須のため、入力をお願いします。
	キーワード2～5	※入力不要
	その他キーワード	※入力不要
研究目的	※「共同型研究開発の実施計画」（様式2）における各技術課題の「研究開発の目的」を要約して記載。報道発表や外部への説明のために本内容を活用しますので、一般の方が理解できる表現での記載をお願いします。	
研究概要	※「共同型研究開発の実施計画」（様式2）における各技術課題の「研究開発の目的」を要約して記載。（「研究目的」と同一内容の記載で可）。	

### >>>>応募内容登録【研究経費・研究組織タブの入力】

項目	入力内容
直接経費（千円）	※提案する研究開発課題全体の経費のうち、直接経費分（税込み）を記載（千円単位）。 ※千円未満切り捨て。
間接経費（千円）	※提案する研究開発課題全体の経費のうち、間接経費分（税込み）を記載（千円単位）。 ※千円未満切り捨て。
研究組織情報の登録	※本事業に参画する各研究機関の情報を記載。 ※研究代表機関：研究開発課題提案機関 ※研究分担機関：各技術課題の実施機関

## 5 e-Rad の使用にあたっての留意事項

### (1) e-Rad の利用可能時間帯

平日、休日ともに0:00～24:00

※上記サービス時間内であっても、緊急メンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。

※国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）に関わらず、上記時間帯はサービスを行います。

※ヘルプデスク運用時間は、国民の祝日及び年末年始を除く平日9:00～18:00となります。

### (2) 個人情報の利用目的・取り扱い

本システムにおける個人情報の利用目的の範囲は、次の各号のとおりとします。

- 一 応募時等における個人情報について、本システムにおける申請手続の運営・管理等のため、本システムを利用する国の行政機関又は独立行政法人に必要な範囲で提供する他、総合科学技術会議において国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針等の企画立案を行うため、内閣府に必要な情報を提供すること。
  - 二 研究者に係る情報について、研究者の所属する同一研究機関内における利用や、当該研究者の所属する他の研究機関に提供すること。
  - 三 研究機関における事務担当者に関する情報について、本システムにおける申請手続の運営・管理等のため、本システムを利用する国の行政機関又は独立行政法人に必要な範囲で提供すること。
- 2 個人情報の取扱方針は、e-Rad ポータルサイトをご参照ください。